

木の香るおもてなし普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 本県の森林資源は充実し本格的な利用の時期を迎えており、県産木材の消費を拡大することは林業・木材産業の活性化を促進し、さらに森林整備が推進されることにより地域の環境保全が図られる。また、木材を建築物や製品として利用することにより二酸化炭素が木材の中に長期間固定され地球温暖化防止に貢献することができる。そこで県民が広く利活用する民間施設における県産木材の利用を進め、木材とふれあう機会を創出することで、木の良さを広くPRするとともに、県産木材の利用を通じて地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素の貯蔵・排出抑制の促進と林業・木材産業の活性化を図るため、県産木材を利用した建築物の整備や木製品の配備をする民間事業者等（以下「事業実施主体」という。）に対し予算の範囲内において木の香るおもてなし普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県内産の丸太を加工した木材で、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が県産材として証明した製品をいう。
- (2) 「優良みやぎ材」とは、県産材のうち「みやぎ材利用センター」が品質・規格、産地、合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品をいう。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業種目、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。
なお、他の補助金との重複は認めない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施設計書
- (2) 木びろい表（計画）
- (3) その他知事が必要と認めるもの
- (4) 宮城県の県税納税証明書（発行後3ヶ月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第11号による）

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助金額に増減が生じる場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の変更要件の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。

（事業着手報告）

第6 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号により知事に報告するものとする。

（事業完了報告）

第7 事業実施主体は、交付対象事業の完了後、当該事業の完了年度内に第7の規定による事業実績報告書を提出できない場合は、速やかに別記様式第5号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号による。

2 第3第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業完成写真
- (3) 出来高設計書
- (4) 木びろい表（実績）

- (5) 優良品やぎ材及び県産材を使用したことを証明するみやぎ材利用センター発行の書類の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 第3第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした者は、第7第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により事業実施年度の翌年度の6月15日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第11 この要綱により知事に提出する書類は、原則として補助対象施設の所在地を管轄する地方振興事務所長または地方振興事務所地域事務所長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

(財産処分の制限)

- 第12 取得財産等のうち、規則第21条第1号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の不動産及びその従物、その他の財産とする。
- 2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、別記様式第9号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、前項の申請等に基づき、必要な手続を執った上で、その可否を申請者あて通知するものとする。
 - 4 補助事業者は、前項までの規定により行った財産処分が完了した場合は、別記様式第10号により、すみやかに知事に報告するものとする。
 - 5 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときには、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成28年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 木の香る公共建築・おもてなし普及促進事業補助金交付要綱（平成24年6月25日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月10日から施行し、平成29年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成29年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成30年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和2年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

事業名	事業種目	事業実施主体	補助対象経費	補助率	変更要件
木の香るおもてなし普及促進事業	<p>(1) 内外装木質化支援</p> <p>多くの県民が利用する施設等の内外装の木質化</p>	<p>内装, 外装, 歩道整備などの木質化を行う民間事業者等</p>	<p>木材利用量のうち50%以上に県産材を使用する次のもの</p> <p>内装, 外装, 歩道整備などの木質化に係る経費</p>	<p>補助対象経費の1/2以内で1件当たり2,000千円を上限とする。</p> <p>但し, 小中学校での整備・配備については3,000千円を上限とする。</p>	<p>1 施工場所の変更</p> <p>2 補助金額の増額または30%以上の減額</p> <p>3 事業量の増減</p> <p>(1) 内外装木質化支援 県産材の利用材積の30%以上の増減</p> <p>(2) 木製品の配備支援</p> <p>イ 木製品の数量の30%以上の増減</p> <p>ロ 木製品の種類の変更</p> <p>4 次の事業内容の変更※</p> <p>(1) 規格又は構造の変更</p> <p>(2) 事業費の増減</p> <p>※但し, 補助金額の増又は30%以上の減にあたらぬ場合はこの限りでない。</p>
	<p>(2) 木製品配備支援</p> <p>多くの県民が利用する施設等への木製品の配備</p>	<p>木製品の配備を行う民間事業者等</p>	<p>各木製品における木材利用量のうち50%以上に県産材を使用する次のもの</p> <p>木製品, 木育用品, PR製品の配備に要する経費</p>	<p>補助対象経費の1/2以内で1件当たり1,000千円を上限とする。</p> <p>但し, 小中学校での整備・配備については3,000千円を上限とする。</p>	

年度 木の香るおもてなし普及促進事業補助金交付申請書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊟

年度において、木の香るおもてなし普及促進事業（※）を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、木の香るおもてなし普及促進事業補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 事業完了予定日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙2のとおり
- 5 口座振替名義及び番号

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

- 6 添付書類
 - (1) 事業実施設計書
 - (2) 木びろい表（計画）
 - (3) 補助金の振替予定口座が確認できる通帳の写し
 - (4) 宮城県の県税納税証明書（発行後3ヶ月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書

(注) ※には「内外装木質化支援」，「木製品配備支援」のいずれかを記入する。

別記様式第2号

年度 木の香るおもてなし普及促進事業計画変更承認申請書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊞

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知のありました木の香るおもてなし普及促進事業(※)について、事業の内容・補助金額を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容・補助金額

- 2 事業完了予定年月日 年 月 日

- 3 添付書類
 - (1) 別紙1 (事業の変更内容及び経費の配分)
 - (2) 別紙2 (変更収支予算)
 - (3) 変更実施設計書
 - (4) 木びろい表 (変更計画)

(注1) ※には「内外装木質化支援」, 「木製品配備支援」のいずれかを記入する。
(注2) 「事業の内容・補助金額」で変更のない場合は、二重線で見え消しすること。

別記様式第3号

年度 木の香るおもてなし普及促進事業中止（廃止）承認申請書

第 年 月 号 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊞

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました木の香るおもてなし普及促進事業（※）について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業種目及び事業内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

（注1）※には「内外装木質化支援」，「木製品配備支援」のいずれかを記入する。

（注2）3，4は中止の場合のみ記載する。

年度木の香るおもてなし普及促進事業着手報告書

番 年 月 号 日

宮城県知事 殿

申請者住所
 団体名
 代表者氏名 ㊟

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
 年度木の香るおもてなし普及促進事業について、下記のとおり着手しましたので報告します。

記

区 分	事 項	
事 業 種 目		
事 業 内 容		
施 行 箇 所		
事 業 量		
事 業 費		円
補 助 金		円
施 行 方 法		
期 間	着 手 年 月 日	
	完 了 予 定 年 月 日	

(注)請負契約書，入札願末書等の写し等の着手が確認できる書類を，必要に応じて添付すること。

年度木の香るおもてなし普及促進事業完了報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

㊦

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度
木の香るおもてなし普及促進事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付決定額及びその精算額

(単位：

円)

事業種目	事業費	交付決定額	精算額	備考
合 計				

2 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 実績報告書が年度内に提出できない理由

4 添付書類

(注)添付書類には、完成検査復命書写し、完成写真等の完了が確認できる書類を添付すること。

年度 木の香るおもてなし普及促進事業実績報告書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知のありました木の香るおもてなし普及促進事業(※)について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。
(なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。)

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算 別紙3のとおり
- 4 口座振替名義及び番号(全額を概算払いで受領済みの場合は不要)

金融機関		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

- 5 添付書類
 - (1) 木の香るおもてなし普及促進事業実績書
 - (2) 事業完成写真
 - (3) 出来高設計書
 - (4) 木びろい表(実績)
 - (5) 優良品やぎ材および県産材を使用したことを証明する書類の写し

(注) ※には「内外装木質化支援」, 「木製品配備支援」のいずれかを記入する。

年度 木の香るおもてなし普及促進事業概算払請求書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました木の香るおもてなし普及促進事業（ ※ ）について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求の理由

2 概算払請求の内容

事業種目	補助金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
	円	円	%	円	円
合 計	円	円	%	円	円

(注) ※には「内外装木質化支援」, 「木製品配備支援」のいずれかを記入する。

別記様式第8号

年度木の香るおもてなし普及促進事業
補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊞

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました木の香るおもてなし普及促進事業（ ※ ）について、補助金交付要綱第9の規定により、下記のとおり報告します。

		記		
1	補助金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知額)		金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額		金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額		金	円
4	補助金返還相当額		金	円

(注) ※には「内外装木質化支援」, 「木製品配備支援」のいずれかを記入する。

別記様式第9号

年度木の香るおもてなし普及促進事業
取得財産等の処分承認申請書

第 年 月 号
日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊟

年度木の香るおもてなし普及促進事業補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和51年3月31日宮城県規則第36号）第21条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 処分の理由及び今後の利用方法
 - (1) 処分を行う理由
 - (2) 今後の利用方法
- 2 処分の対象財産
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 財産の名称、所在
 - (3) 事業費及び補助金額
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）及び経過年数
 - (5) 現況図面又は写真
- 3 処分予定年月日
- 4 その他資料

別記様式第10号

年度木の香るおもてなし普及促進事業
取得財産等の処分完了報告書

第 年 月 号
日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

㊞

年度木の香るおもてなし普及促進事業補助金により取得した財産について、 年度 月 日
付け林振第 号で承認（受理）された財産処分等については、下記のとおり完了しましたので、関係
資料を添えて報告します。

記

- 1 処分の対象財産
 - (1) 事業実施主体
 - (2) 財産の名称、所在
 - (3) 事業費及び補助金額
 - (4) 耐用年数（処分制限期間）及び経過年数
- 2 処分の内容
 - (1) 処分の方法（処理区分）
 - (2) 処分完了年月日
- 3 添付資料
 - (1) 処分内容が説明できる資料（契約書・譲渡書等）
 - (2) 写真 2～3枚程度（処分状況がわかるもの）。

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - (4) 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - (5) (1) から (4) までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

別紙1

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

事業種目	事業費(円)		負担区分(円)		備考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	
合計					

(2) 事業費明細

事業種目	事業実施主体	施行箇所	事業内容	構造規格 又は規模	事業量		事業費(円)		負担区分(円)		実施期間	
					A (m3)	B ()	総事業費	補助対象 経費	補助金	その他	着手(予 定)年月	完了(予 定)年月
計												

(注1) 事業量Aには木材使用量(併せて内数括弧書きで中段に宮城県産木材, 下段に「優良品やぎ材」使用量), 事業量Bには導入の数量

(注2) 事業内容には, 別表の補助対象経費の内容を記入。

別紙2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	備 考
計		

別紙3

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
計				

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額 (円)	精算事業費総額(円)	補助率 (%)	精算交付金額(円)	既受領交付金額(円)	差引交付金未受領額 (円)	備 考
計							